



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中嶋 成博  
(コード番号：4901 東証第一部・大証第一部・名証第一部)  
問合せ先 経営企画部 IR室長 岡田 淳二  
(TEL：03-6271-1111)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

平成22年3月26日開催の当社取締役会決議及び平成22年6月29日開催の第114回定時株主総会における株主の皆様への承認に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「現行プラン」といいます。）は、平成25年6月27日開催予定の第117回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了となります。

この間、当社は当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上に向け、聖域なき構造改革を断行し、強靱な企業体質を構築、それを基盤に成長事業への経営資源の投入を加速し、成長戦略を推進してまいりました。しかしながら、当社を取り巻く事業環境は長期化する欧州の景気低迷などの影響を受け、厳しく不透明な状況が続いております。当社は、このような状況下で、新たな収益基盤の確立に向けた事業構造の転換を強力に推進しております。

当社は、この事業構造の転換を果たし、中長期的な成長を確実なものにすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の更なる向上を実現するため、現行プランの更新につき検討を続けてまいりました。

その結果、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、以下のとおり、現行プランを一部改定した上で更新することを本日開催の取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

本プランへの更新については、本日開催の当社取締役会において、社外取締役1名を含む取締役全員の一致で決議され、また社外監査役3名を含む監査役全員が本プランへの更新に

異議がない旨の意見を表明しております。

なお、平成25年3月31日における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、本日現在、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の通知や提案等を受けている事実はありません。

## 現行プラン内容からの主要な変更点

### 1. 変更の理由

現行プランにおける各手続には、それぞれ期間が設定されておりますが、各期間が合理的な範囲を超えて長期化しないことをより明確化するため、所要の変更を行うものであります。具体的には、①第三者委員会が買付者等に対し追加情報の提供を求めた場合の回答期限、②第三者委員会が当社取締役会に対し情報提供を求めた場合の回答期限、③第三者委員会による検討期間、及び④第三者委員会による検討期間を延長する場合の当該延長期間について、「適宜」、「原則として」といった文言を削除し、期限と期間を明確化致しました。

### 2. 変更の内容（変更箇所は線で示しております。）

現行プラン	本プラン（10、11、13ページ参照）
<p>三 3 (1) (c) 買付者等に対する情報提供の要求 (略)</p> <p>当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを第三者委員会（第三者委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。第三者委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2「第三者委員会規則の概要」、本プランに基づく当初の第三者委員会の委員の略歴等については、別紙 3「第三者委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。第三者委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、<u>適宜</u>回答期限（<u>原則として 60 日</u>を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。</p> <p>(略)</p>	<p>三 3 (1) (c) 買付者等に対する情報提供の要求 (略)</p> <p>当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを第三者委員会（第三者委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。第三者委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 3「第三者委員会規則の概要」、本プランに基づく当初の第三者委員会の委員の略歴等については、別紙 4「第三者委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。第三者委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限（60 日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。</p> <p>(略)</p>
<p>三 3 (1) (d) ① 当社取締役会に対する情報提供の要求</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付説明書及び第三者委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、<u>適宜</u>回答期限（<u>原則と</u></p>	<p>三 3 (1) (d) ① 当社取締役会に対する情報提供の要求</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付説明書及び第三者委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、回答期限（30 日を上</p>

<p>して30日を上限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他第三者委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。</p>	<p>限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他第三者委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。</p>
<p>三 3 (1) (d) ② 第三者委員会による検討等</p> <p>第三者委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものも含まれます。)を受領してから<b>原則として</b>最長 60 日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下かかる第三者委員会による情報収集及び検討に要する期間を「第三者委員会検討期間」といいます。)</p> <p>(略)</p>	<p>三 3 (1) (d) ② 第三者委員会による検討等</p> <p>第三者委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものも含まれます。)を受領してから最長 60 日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下かかる第三者委員会による情報収集及び検討に要する期間を「第三者委員会検討期間」といいます。)</p> <p>(略)</p>
<p>三 3 (1) (e) ③ 第三者委員会検討期間の延長を行う場合</p> <p>第三者委員会が、当初の第三者委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、第三者委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内(但し、<b>原則として</b> 30 日間を上限とするものとします。)で、第三者委員会検討期間を延長することができるものとします。但し、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないものとします(延長される場合には当該理由について開示いたします)。</p> <p>(略)</p>	<p>三 3 (1) (e) ③ 第三者委員会検討期間の延長を行う場合</p> <p>第三者委員会が、当初の第三者委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、第三者委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内(但し、30 日間を上限とするものとします。)で、第三者委員会検討期間を延長することができるものとします。但し、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないものとします(延長される場合には当該理由について開示いたします)。</p> <p>(略)</p>

## 一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方にに基づき、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します」という当社グループ企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。他方、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあります。

そこで、当社は、買収提案がなされた場合はその検討及び交渉に必要な情報と相当な時間を確保するとともに、濫用的な買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るための合理的な枠組みが必要であると考えております。

## 二 当社グループの企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、映画フィルムの国産化を目指して設立され、その後、写真フィルム、レントゲンフィルムの国産化に相次いで成功し、総合写真感光材料メーカーとしての地歩を固めました。さらに印刷、電子写真等へ事業の多角化を進めるとともに、海外市場・海外拠点を拡大してまいりました。デジタル化にもいち早く取り組んでまいりましたが、その進展による事業環境の激変に対応するため、「連結経営の強化」「経営全般における徹底的な構造改革」「新たな成長戦略の構築」による事業構造の変革を図り、「第二の創業」を推し進めてまいりました。これまでの事業活動において培われた「先進・独自の多様な技術」「グローバルネットワーク」、そしてそれを支える「人材」と「企業風土」が当社グループの企業価値の源泉であり、さらなる企業価値の向上に取り組んでおります。

## 1. 当社の企業価値の源泉について

### (1) 当社グループが創業以来蓄積してきた「先進・独自の多様な技術」

当社グループは、写真感光材料やドキュメントなどの事業で培った有機化学、無機化学、光学、解析、画像・ソフト等の幅広い基盤技術のもとで機能性材料、ファインケミカル、エレクトロニクス、メカトロニクス、生産プロセス等の技術領域で多様なコア技術を蓄積してきました。これらの技術の蓄積は、当社グループの知的財産権やノウハウとなり、また業務プロセスなどに活かされることによって、企業活動を遂行していくための基盤をなし、当社グループの競争優位の源泉となっています。このような多様な技術を保有する企業は、世界でも限られています。これらの当社グループで保有している「先進・独自の多様な技術」が、当社の成長戦略に沿って「ヘルスケア」「高機能材料」「ドキュメント」をはじめとする成長事業をさらに伸ばすとともに、新たな事業を創出する原動力となっています。

### (2) 当社グループが保有する「グローバルネットワーク」

当社グループは、国内のみならず、海外における原材料の調達、研究開発、生産、物流、販売、アフターサービスといった一連のビジネスシステムと、これを通して長年醸成されてきた、顧客をはじめとしたステークホルダーからの信用・信頼やブランド等からなる「グローバルネットワーク」を構築しております。これらの「グローバルネットワーク」は、当社グループの競争優位を生み出し、成長事業の拡大、新規事業の育成、さらに新興国市場をはじめさらなるグローバル展開を図っていくための重要な基盤となっています。

### (3) 当社グループの「人材」・「オープン・フェア・クリアな企業風土」

当社グループの「先進・独自の多様な技術」・「グローバルネットワーク」を支えているのが当社グループの「人材」であります。当社グループはこれまでも 1980 年のシルバーショックや 2000 年以降のデジタルショックなど会社の根幹を揺るがす様々な危機に直面しましたが、当社グループの「人材」により、それらの危機を乗り越え、事業構造を変革してきました。また、「オープン・フェア・クリアな企業風土と、勇気ある挑戦により、新たな商品を開発し、新たな価値を創造するリーディングカンパニーであり続ける」というグループビジョンの実現には、この「人材」を欠くことはできません。当社グループは、ビジョンの実現を通して、顧客のニーズに合った高品質な製品・サービスを提供し、また環境保全や社会貢献活動等の CSR 活動にも積極的に取り組むことにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの期待に応えてまいりました。この「人材」と「オープン・フェア・クリアな企業風土」が当社の企業価値の重要な源泉であります。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社グループを取り巻く事業環境は、長期化する欧州の景気低迷などの影響を大きく受け、厳しく不透明な状況が続いておりますが、このような状況下で、当社グループは、新たな収益基盤の確立に向けた事業構造の転換を強力に推進しております。

具体的には、成長性が高く当社グループの技術力を存分に発揮できる「ヘルスケア」「高機能材料」「ドキュメント」の3事業分野を成長の柱と位置づけ、これらの分野に経営資源を戦略的に集中投入し、売上を大幅に拡大していきます。

「ヘルスケア」事業分野は、当社グループの長期的な成長の柱であり、「予防」「診断」「治療」の領域をカバーするトータル・ヘルスケア・カンパニーを目指します。この中でも、「診断」領域では、医療 IT、内視鏡、超音波診断装置事業をさらに強化し、成長を実現していきます。「治療」領域では、富山化学工業株式会社の主力製品の売上拡大や大幅なコストダウンなどにより、継続して利益を生む事業基盤が確立しつつあります。中期的には、がん領域における特長ある新薬の上市・拡販と、バイオ医薬品製造受託をはじめとするバイオ関連事業の拡大により、売上と利益の双方を大幅に増加させていきます。

「高機能材料」事業分野は、フラットパネルディスプレイ材料事業において、TV 用途をさらに伸ばすとともに、成長が見込まれる中小型ディスプレイ用途のフィルムの拡販を行っていくことで、収益性を引き続き確保していきます。加えて、当社グループの機能性材料の開発力を活かし、今後成長が期待される環境・エネルギー分野やタッチパネル分野などに新製品を投入することで、成長を持続させます。

「ドキュメント」事業分野では、成長領域であるグローバルサービス事業の拡大やソリューションビジネスの展開を加速させるとともに、中国やその他の新興国への販売強化により、さらなる成長を実現していきます。

また、上記の3事業分野以外においても、当社グループの独自技術を活かした新製品の市場投入を推進するとともに、新興国を中心として現場に密着したマーケティング活動による拡販などグローバル展開を加速していきます。加えて、①販売・マーケティング力の強化、②製品のコスト競争力強化、③R&D のスピードアップと効率化、④間接部門の価値生産性向上の4つの軸で、現場力向上にも取り組んでいます。

また、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るために、持株会社である当社が主体となって、グループの戦略的マネジメントや経営資源配分の最適化を迅速かつ強力に推進しております。また、CSR 等におけるグループ共通の基準を設定するなど、グループ経営の透明性と健全性のさらなる充実に努めております。

これらの経営施策を迅速果断に遂行することで、当社グループは中長期的な成長を確実なものとし企業価値のさらなる向上を目指します。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値の向上を最大の使命と認識し、その実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最も重要な課題ととらえております。

当社は、取締役会をグループ経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付け、取締役会が決定する基本方針に従って執行役員が業務執行の任にあたる執行役員制度をとっております。取締役は12名以内とすることを定款に定めており、現在の員数は12名で、うち1名が社外取締役であります。社外取締役の選任により経営に対する監視機能の強化を図っております。また、使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、取締役及び執行役員の任期は1年としております。

監査役会につきましては、現在、社外監査役3名を含む5名の監査役により構成しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと、監査役会で定めた方針・計画に従って取締役の職務執行の監査を行い、監査役会において監査実施内容の共有化等を図っております。原則として常勤監査役は、取締役会に付議すべき事項及びその他の重要事項を審議する経営会議に常時出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を実施しています。

なお、当社は、上記社外取締役1名及び社外監査役3名を、当社が上場している国内証券取引所に独立役員として届け出ております。

## 三 本プランの目的及び内容

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

本プランへの更新に関する当社の考え方は以下のとおりです。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランへ更新することといたしました。

### 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事



前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主意思確認総会（下記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)において定義されます。以下同じとします。）において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により新株予約権を割り当てます。かかる新株予約権には、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は有識者のみから構成される第三者委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランに定める手続の流れの概要を別紙2として添付しておりますのでご覧下さい。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの発動に係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 20%以上となる買付その他の取得

<sup>1</sup> 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会又は株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを第三者委員会（第三者委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。第三者委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙3「第三者委員会規則の概要」、本プランに基づく当初の第三者委員会の委員の略歴等については、別紙4「第三者委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。第三者委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び買付者等を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>11</sup>
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性がある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

第三者委員会は、買付者等から買付説明書及び第三者委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、回答期限（30日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他第三者委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 第三者委員会による検討等

第三者委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから最長 60 日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

す（以下かかる第三者委員会による情報収集及び検討に要する期間を「第三者委員会検討期間」といいます。）。また、第三者委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

第三者委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、第三者委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、第三者委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 第三者委員会の勧告

第三者委員会は、上記の手續を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

第三者委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、第三者委員会は、買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その 2（以下「発動事由その 2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、第三者委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由に

---

<sup>11</sup> 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

より、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

第三者委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、第三者委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、第三者委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 第三者委員会検討期間の延長を行う場合

第三者委員会が、当初の第三者委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、第三者委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を上限とするものとします。）で、第三者委員会検討期間を延長することができるものとします。但し、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないものとします（延長される場合には当該理由について開示いたします。）。第三者委員会検討期間が延長された場合、第三者委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、第三者委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、第三者委員会が本新株予約権の無償割当てを実施してはならない旨の勧告をした場合又は株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、第三者委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締

役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（その定足数等は、会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとし、本書において「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに第三者委員会検討期間が開始した事実及び第三者委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は第三者委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他第三者委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず第三者委員会の勧告を経て決定されることとなります。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合（なお、かかる場合に形式的に該当することのみをもって本新株予約権の無償割当ては実施しません。）
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産

等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針又は事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除きます。）に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な先進・独自の多様な技術、グローバルネットワーク、人材及び企業風土を損なうこと等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

#### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

#### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

#### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において

別途定める株式数（但し、本新株予約権者に対して交付される当社株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる旨を定めることができるものとします。）とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者<sup>12</sup>、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者<sup>13</sup>、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V) 上記(I) から(IV) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI) 上記(I) から(V) に該当する者の関連者<sup>14</sup>（以下、(I) から(VI) に該当する

<sup>12</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>13</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>14</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。



者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由<sup>15</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

#### (h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

#### (i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます(但し、本新株予約権者に対して交付される当社株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる旨を定めることができるものとします。以下、本号において同様です。)。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、非

---

<sup>15</sup> 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行わないこととします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### (4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から本定時株主総会后 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、第三者委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 25 年 5 月 10 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランへの更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われません

ので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) **本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響**

(i) **本新株予約権の無償割当ての手続**

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則として、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した第三者委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(ii) **本新株予約権の行使の手続**

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様の変替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数（本新株予約権無償割当て決議において、本新株予約権者に対して交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合に、これを切り捨てる旨が定められた場合には、当該切捨て処理後の株式数）の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の

払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数（本新株予約権無償割当て決議において、本新株予約権者に対して交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合に、これを切り捨てる旨が定められた場合には、当該切捨て処理後の株式数）の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

## 四 本プランの合理性

### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

### (2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則

(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を全て充足しています。また、本プランの策定に当たっては、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

### (3) 株主意思の重視

本プランは上記三 3.(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会においてその更新をお諮りする予定です。本定時株主総会において、本プランへの更新につき株主の皆様のご承認が得られた場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、上記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することができることとしております。

加えて、本プランには、更新された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

### (4) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役又は有識者のみから構成される第三者委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、第三者委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、第三者委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

### (5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三 3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### (6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、

発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

当社の大株主の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,567	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26,901	5.5
日本生命保険相互会社	20,190	4.1
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	10,727	2.2
株式会社三井住友銀行	10,478	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	9,725	2.0
三井住友海上火災保険株式会社	8,600	1.7
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	7,607	1.5
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーテイー ジヤス デツク アカウント	6,977	1.4
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	6,949	1.4

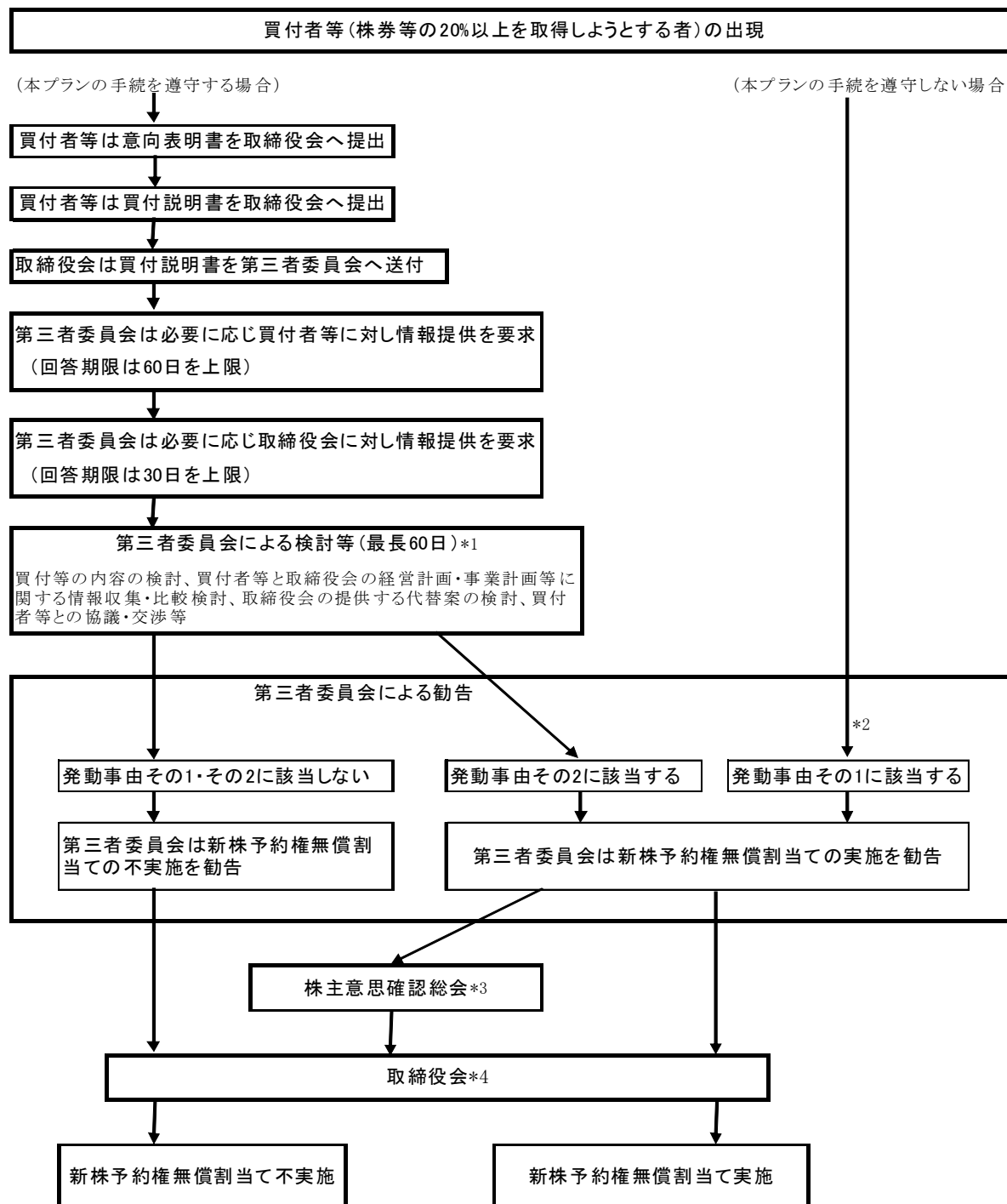
注 1 当社は、自己株式(32,766,340 株)を保有しております。

注 2 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた株式数  
(481,859,388 株)を基準に算出しております。

注 3 持株数・持株比率は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 買付者等の出現から、本新株予約権の無償割当て可否決定に至る手続の流れの概要

以下のチャート図は、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考資料として作成されたものです。本プランの詳細は本文をご覧ください。



\*1. 合理的な理由がある場合、合理的な範囲内（30日間を上限）で延長可能。

\*2. 本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

\*3. 第三者委員会がその勧告において、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合。なお、本プランに定める発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ取締役会が善管注意義務に照らし株主意思の確認が適切と判断するときは、第三者委員会の勧告において株主意思確認の留保が付されなくとも、株主意思確認総会が開催される場合がある。

\*4. 取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重して決議を行う。また、株主意思確認総会が開催されたときはその決議に従う。



### 第三者委員会規則の概要

- ・ 第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 第三者委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 第三者委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 第三者委員会は、以下の各号に記載される事項について決定又は検討し、その決定又は検討の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この第三者委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、第三者委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が第三者委員会からの勧告を求めた事項
- ・ 上記に定めるところに加え、第三者委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が第三者委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との協議・交渉
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥ 第三者委員会検討期間の延長の決定
  - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑧ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
  - ⑨ その他本プランにおいて第三者委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑩ 当社取締役会が別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項

- 第三者委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、第三者委員会は、買付者等から買付説明書及び第三者委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他第三者委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- 第三者委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等による買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
- 第三者委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他第三者委員会が必要と認める者の出席を要求し、第三者委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 第三者委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 各第三者委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも第三者委員会を招集することができる。
- 第三者委員会の決議は、原則として、第三者委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、第三者委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

### 第三者委員会委員略歴

第三者委員会の委員は、以下の3名です。

氏 名： 葛西 敬之  
 生年月日： 昭和15年10月20日  
 略歴：  
 昭和38年4月 日本国有鉄道入社  
 平成7年6月 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長  
 平成16年6月 同 代表取締役会長 現在に至る  
 平成22年3月 当社第三者委員会委員 現在に至る

氏 名： 小杉 丈夫  
 生年月日： 昭和17年3月23日  
 略歴：  
 昭和43年4月 大阪地方裁判所判事補  
 昭和47年9月 釧路地方裁判所兼家庭裁判所判事補  
 昭和49年5月 弁護士登録  
 昭和49年6月 松尾法律事務所（現 弁護士法人 松尾綜合法律事務所）入所 現在に至る  
 平成22年3月 当社第三者委員会委員 現在に至る  
 平成22年6月 当社社外監査役 現在に至る

主な兼職：

株式会社東芝 社外取締役

※ 当社と小杉丈夫氏又は同氏所属の法律事務所との間には、現在及び過去において顧問契約関係は存在しません。

※ 当社は、小杉丈夫氏を当社が上場している国内証券取引所に独立役員として届け出ております。

氏 名： 吉野 賢治  
 生年月日： 昭和12年2月8日  
 略歴：  
 昭和44年10月 公認会計士登録  
 昭和51年7月 アーンストアンドヤング会計事務所 パートナー  
 平成5年6月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人） 代表社員  
 平成8年6月 同 副理事長  
 平成13年6月 新日本監査法人退任  
 平成22年3月 当社第三者委員会委員 現在に至る

主な兼職：

アルプス電気株式会社 社外監査役

高木証券株式会社 監査役

株式会社東栄住宅 社外監査役

学校法人中央学院 理事長

※ 吉野賢治氏は当社の会計監査人を務める監査法人の出身ですが、同氏本人が当社の監査を担当したことはありません。また、同氏は12年前に同法人を退任しています。

※ 吉野賢治氏は平成25年6月21日をもって、アルプス電気株式会社の社外監査役を任期満了により退任する予定です。

以 上